

**北本市立西小学校  
いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和6年4月1日  
北本市立西小学校**

## 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに                          | 1  |
| 第1 西小学校基本方針の策定                | 1  |
| 1 策定の目的                       | 1  |
| 2 用語の定義                       | 1  |
| 3 いじめ防止等のための対策の基本理念           | 2  |
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項     | 2  |
| 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策        | 2  |
| (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 | 2  |
| (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置       | 3  |
| 2 重大事態への対処                    | 8  |
| (1) 重大事態への対処の流れ               | 8  |
| (2) 北本市教育委員会又は本校による調査         | 8  |
| 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項   | 12 |
| <資料> 年間行事予定                   | 12 |
| いじめに対する初期対応                   | 14 |

## はじめに

本校では、学校教育目標である「にこにこ笑顔で、しっかり学ぶ、優しく、元気な西小っ子」を目指し、社会の変化に主体的に対応し、心豊かにたくましく生きいくことのできる人間の育成を図るよう、その具現化に努めている。

これまで、本校では、いじめ問題について未然防止、早期発見及び早期対応を図るため全校朝会による校長講話や学年全体指導、学級における担任による指導、道徳教育や各種体験活動の充実等による心の教育及び人権教育の推進、家庭との連携を図るとともに「なかよしアンケート」の毎月実施等の様々な対策を講じてきた。また生徒指導委員会の組織を生かし、教職員間での情報の共有化に努めるとともにいじめ問題が発生した場合には、その早期解決に向け組織で対応し、解消率100%を目指してきた。その結果、深刻化したり、継続化したりする事案はなかったものの再発防止に向けての組織的な取組や、情報伝達に課題がみられた。

北本市立西小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「西小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・北本市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 西小学校基本方針の策定

### 1 策定の目的

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針又は北本市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### 2 用語の定義

(1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※塾の中のいじめやSNS上のいじめであっても、学校における関係性が認められるのであれば、学校が調査を行う必要が生じる。

(2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。（法第2条第4項）

(3) 「重大事態」とは、次のことをいう。

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）

イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号）

### 3 いじめ防止等のための対策の基本理念

西小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、西小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDC Aサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- ア いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制、策定に当たり自校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有を図るため、西小学校いじめ問題対策委員会を立ち上げる。(詳細は後述)
- イ 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行するため、別紙「年間行事予定」に基づき確実に推進する。
- ウ 児童や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努めるため、学校・学年だより等の印刷物や始業式や入学式等の学校行事、PTA総会等をはじめとするPTA行事、学校協議会等で説明する機会を設ける。
- エ 法第22条に基づく組織の位置付けをいじめ防止等の実施計画を実行する中核の組織として位置づける。
- オ 全教職員が児童の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を講じるため、職員会議や校内研修等において会議や研修を通して資質向上に努める。
- カ いじめに関するアンケート調査である「なかよしアンケート」を毎月(8月を除く)実施し、得られた回答は担任に留めておくことなく学年主任や生徒指導主任、校長・教頭等管理職まで情報が引き継ぎ、共有できるようにする。
- キ PDC Aサイクルによる検証と基本方針の見直しを図るため、取組評価アンケートを定期に実施し、取組の検証を図る。
- ク 埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間である11月に合わせ、本校においても児童会活動等の児童主体の取組を行う。
- ケ 重大事態への対処について、教職員が何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童をどのように育てようとしているかが分かるようにするため、重態事態対応フロー図に基づき対応を図る。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

|   |
|---|
| 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 |
|---|

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「西小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づきいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、北本市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、北本市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、北本市教育委員会のいじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ・学校いじめ防止基本方針に係る取組の評価及び本方針の見直し
- ・年間指導計画の作成及び計画の実行、検証、修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割及び情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の対応及びいじめと認められる事案への対応を組織的に実施するための中核としての役割

## （２）本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、北本市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### ア いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童等がお互いの気持ちを理解し合い、ルールやマナーを守って授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### （ア）教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

- ・児童等の悩みを親身になって受け止め、児童等の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ・どの学校やどの学級にも深刻ないじめ問題が発生し得るという危機意識を持って当たる。
- ・いじめられている児童等を守り通すことを最優先に指導・支援することを念頭に置いて対応に当たる。

また、いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、次のようなものがある。

- ・教師の不用意な一言がいじめの発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的にいじめの発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、いじめの土壌を温存させている場合

教師として、「いじめを許さない」態度を毅然として示すことで、学校や学級内におけるいじめを許容する土壌を払拭することができる。また、教師は児童等を注意深く観察し、いじめの兆候がないか、常に確認をすることが大切である。

最後に、教師は児童等に対して体罰を加えたり、児童等の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりする言動を伴う指導は厳に慎まなければならない。

#### (イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
  - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
  - ・ 居場所をつくる。
  - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
  - ・ 規準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
  - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。また、教師は、LGBTや外国籍の児童等など、差別や偏見を受けやすい児童はいじめの被害者になりやすいことを認識し、学級全体が多様性を認める雰囲気醸成するように指導を行う。

児童が感染症等に対する不安から陥りやすい差別や偏見等についても同様に配慮をしていく。

#### (ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

学習指導にあたっては、特に、発達障害に対する理解を教師がもっていることが重要である。発達障害がある児童等は、いじめの加害者や被害者になりやすい傾向がある。教師がその障害に応じた対処を行うことで、いじめの未然防止につながることもある。教師は、日常の児童等をつぶさに観察し、特別支援教育担当教諭と連携を取りながら、児童等の理解に努めることで、いじめの未然防止につながるという意識をもつことが重要である。

- ・「わかる授業」を推進する。見通しや振り返りを必ず行い、1単位時間をとおして、「何ができるようになるか」を明確にする。
- ・ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点を積極的に加味していく。

#### (エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

#### (オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童等がインターネット上でいじめを行ったり、いじめを受けたりしないよう情報モラルの育成を図る。また、令和3年度より児童生徒に一人一台のタブレット端末が貸与されたことに伴い作成された活用ルール等に情報モラルや情報リテラシーに関する項目を盛り込み、発達段階に応じた情報モラル教育を実施する。

- ・「西小学校タブレット使用の3つの約束と10のルール」を児童と共に毎年度見直し、周知することでタブレット端末を正しく使用できるようにする。
- ・インターネット問題について児童や保護者向け講演会を毎年度実施する。講演会では、県教育委員会が配布した資料等、具体的な資料を活用する。また、携帯電話会社やSNS運営会社から講師の派遣を受けるなど、体験型でいじめの防止に実効性がある講演会とするように努める。
- ・児童等の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット啓発講演会を実施する。
- ・一度インターネット上に掲載された記述や画像については、記述や画像が容易にコピーされ、半永久的にインターネット上に残ること、また、インターネット上に掲載された記述や画像は、第三者が閲覧可能であることによって、新たないじめを生む可能性があること等の、インターネットの特性を保護者や児童等に理解させるよう努める。

#### イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 「Ts 2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」にある「いじめ発見のチェックシート」を活用する。
- (イ) 「Ts 2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」にある「いじめを認知した際の具体的対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) インターネットやSNSにおけるいじめに対応するため、児童等からの情報収集に努める。

#### ウ いじめに対する措置

本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに、問題対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を記録しておく必要がある。

問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に当該いじめに対する対応方針を決定し、被害児童等を徹底して守るとともに、加害児童等に対して、当該児童等の心の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で組織的に指導する。

加えて、いじめられた児童等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せず相手側を傷付け、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応によるいじめへの対処も可能である。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

#### (ア) いじめている児童等への指導

いじめの内容や関係する児童等について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことや被害を受けた児童等の気持ちを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめている児童等が悩みを抱えている結果、いじめを行った場合は、その悩みを共感的に受け止め、解決を図る。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

#### (イ) いじめられている児童等への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

#### (ウ) 周りではやし立てる児童等への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめをはやし立てることが、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

#### (エ) 見て見ぬふりをする児童等への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

いじめを周囲で見ていることにより、精神的ショックを受けた場合は、該当児童等の心のケアに努める。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図ることによって、いじめを許さない資質・能力を育てる。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の児童等が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童等が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。被害児童等と一定の人間関係にある加害児童等が、他市町村の学校に在籍している場合は、加害児童等が在籍している学校及び所管教育委員会と連携を図りながら対応する。

(キ) インターネット等でのいじめへの対応

学校は、パソコンや携帯電話、スマートフォン等によりインターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

(ク) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、北本市教育委員会又は問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ・被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を守り通し、その安全・安心を確保するよう努めなければならない。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童等や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会を通じて北本市長へ事態発生について報告する。
- エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、北本市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### (2) 北本市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、北本市教育委員会又は本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童等や保護者からあったときは、その時点で北本市教育委員会又は本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

#### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は北本市教育委員会を通じて北本市長へ事態発生について報告する。

#### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに北本市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、北本市教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、北本市教育委員会との連携を図りながら実施する。

#### (エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、(弁護士)、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、北本市教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

#### (オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、北本市教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調

査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

・いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ・調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・本校が調査を行う場合においては、北本市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「I's 2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」の「自殺が起きてしまったときの対応」も参考にする。

#### (キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### イ 調査結果の提供及び報告

##### (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ[いつ頃から]、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明する。また、適時・適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、北本市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

##### (イ) 調査結果の報告

調査結果については、北本市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて北本市長に送付する。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、西小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、西小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

#### <資料>年間行事予定

|     |  |
|-----|--|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li> <li>・運営委員会：「令和6年度学校基本方針」策定</li> <li>・「西小よい子の約束」児童への確認と周知</li> <li>・毎月の生活目標の啓発と月末の振り返り（年間）</li> <li>・第1回生徒指導委員会（拡大）</li> <li>・第1回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul> |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分自身に関わることとして特別の教科 道徳等を活用した時間</li> <li>・あいさつ運動の実施（年間）</li> <li>・学校運営協議会において基本方針の協議</li> <li>・第2回生徒指導委員会</li> <li>・第2回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul>  |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員連絡会（児童の現状報告）</li> <li>・学校運営協議会（生徒指導について）</li> <li>・第3回生徒指導委員会</li> <li>・第3回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul>   |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討</li> <li>・他人とのかかわりに関することとして特別の教科 道徳等を活用した時間</li> <li>・第4回生徒指導委員会</li> <li>・第4回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul>   |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ、不登校の防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施</li> <li>・第5回生徒指導委員会（拡大）</li> </ul>   |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul>  |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然等とのかかわりとして特別の教科 道徳等を活用した時間</li> <li>・第6回生徒指導委員会</li> <li>・第6回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul>  |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童を主体とするいじめ撲滅強調月間の取組</li> <li>・インターネットセキュリティ講座の実施（保護者参加）</li> <li>・第7回生徒指導委員会</li> <li>・第7回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul>  |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討</li> <li>・集団・社会とのかかわりとして特別の教科 道徳等を活用した時間</li> <li>・第8回生徒指導委員会</li> <li>・第8回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul>  |

|    |   |
|----|---|
| 1月 | ・ 第9回児童対象なかよしアンケート調査  |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校運営協議会において基本方針の協議</li> <li>・ 人間としての在り方生き方とのかかわりとして特別の教科 道徳等を活用した時間</li> <li>・ 第9回生徒指導委員会</li> <li>・ 第10回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul>  |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表</li> <li>・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ問題対策委員会）</li> <li>・ 今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（生徒指導委員会）</li> <li>・ 第10回生徒指導委員会</li> <li>・ 第11回児童対象なかよしアンケート調査</li> </ul> |

## いじめに対する初期対応

| 対応の流れ   | 教職員の動き等   | 留意点   |
|---|---|---|
| <p>1 いじめの情報のキャッチ（認知）</p> <p>2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>憶測を入れずに事実（些細なことでも）を報告</li> </ul> <p><b>1日目に対応（その日に）</b></p> | <p>教職員・保護者・地域 → 担任 (情報)</p> <p>担任 → 学年主任 (報告)</p> <p>担任 → 生徒指導主任 (報告)</p> <p>担任 → 管理職 (報告)</p> <p>管理職 → 担任 (指示)</p> <p>担任 → 些細なトラブルは即指導</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。</li> <li>● 訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。</li> </ul>   |
| <p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当事者からの事情聴取</li> <li>周りからの情報収集</li> </ul>                                | <p>いじめと認知、判断した場合 → 報告 → 関係教職員</p> <p>関係教職員 → 事情聴取 → 被害者 / 加害者</p> <p>被害者 / 加害者 → 情報の突き合わせ・報告 → 関係教職員</p> <p>関係教職員 → 報告 → 管理職</p> <p>管理職 → 指示 → 担任 / 生徒指導主任</p> <p>担任 → 連絡 → 被害者の保護者へ</p> <p>生徒指導主任 → 連絡 → 加害者の保護者へ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>被害者の保護者へ：<br/>「本人が嫌がることをされていて心配なのです。」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>加害者の保護者へ：<br/>「人の嫌がるようなことを行っていて心配なのです。」</p> </div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 訴え、申し出に対してはその日の内に行動する。</li> <li>● 「大丈夫」の発言を鵜呑みにしない。</li> <li>● 管理職のリーダーシップを発揮する。</li> <li>● 面談の基本的スタンス：傾聴、共感的理解、適応へのサポート</li> <li>● 「いじめ」という言葉1つ慎重に用いる。</li> </ul> |
| <p>4 問題状況の総合的な把握・理解</p>   | <p>生徒指導主任：資料作成、チーム会議の招集</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事実の経過に沿って情報共有</li> </ul>   |
| <p>5 いじめ問題対策委員会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する。</li> </ul> <p><b>遅くとも3日目までに</b></p>                | <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>いじめ問題対策委員会</b> (会議①)</p> <p>管理職 主幹教諭 担任 学年主任 学年教諭<br/>生徒指導主任 教育相談主任 養護教諭</p> <p>〈目的〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント（見立て）による指導・援助体制の共有・確立</li> </ul> </div>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめを確実に止める。</li> <li>● 双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となり、毅然とした態度で対応する。</li> </ul>  |
| <p>6 事実の究明と支援・指導（サポートチームの構築・関係機関との連携）</p>   | <p>被害者、加害者、周囲の児童への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ行うことを明確に）</p>   |   |